

発行 靖国神社国営化反対福音主義キリスト者の集い(略称「つどい」) 代表・西川重則 TEL/FAX 042-574-9210  
事務局 西東京市柳沢 2-11-13 西武柳沢キリスト教会気付 HP <http://yasukuninotsudo.christian.jp/>  
例会 毎月第3金曜日 7:00~9:00pm (祝日の場合第4金曜日)  
会場 たんぽぽ舎 TEL 03-3238-9035 FAX 03-3238-0797

ヤスクニ・レポ 153  
東京・神戸における「日の丸・君が代」問題の集会に連帯して  
代表 西川重則

1

珍しい出来事と思われるかも知れない。しかし2012年の厳しい状況にあって、沈黙は許されないとの思いからであろう、7月13日(金)と7月16日(月)に、東京と神戸において開催される。今日、最も重要な集会のひとつ「日の丸・君が代」問題を考えようと訴えている。主催者の真剣な顔、顔……が浮かんでいる。親しい顔、顔……も見られる。集会の成功を祈るばかりである。

ところで、不思議なことだが、私は第2日曜日の礼拝の後、私の書物を用いて、有志による読書会を開いているのだが、2012年6月10日の主の日の読書会では、私の国会傍聴記の『有事法制下の靖国神社国会傍聴10年、わたしが見たこと聞いたこと』の44頁から45頁の「国旗国歌法の成立を振り返る」、108頁から109頁の「政教分離の戦後史」、そして167頁の「なぜ憲法『改正』手続法なのか——安倍首相の『施政方針演説』」のところを輪読し、その後、私がかくわしくそれらの内容を紹介し、問題点を指摘し、質疑応答の後閉会、そんな読書会であるが、なぜその時それらの箇所を選んだのかということである。

さて、なぜ私が多様な運動の中で、国旗国歌法の成立について強い関心を持っているのかと問われれば、国会での傍聴の日、1999年の8月9日に成立し、今日に至っているのであるが、国会での成立過程のすべてを傍聴によって知らされたこと、国旗国歌法の法案化の直接の契機になった理由の問題性を重大視していること、同時に戦時中に、「日の丸」、「君が代」がアジア太平洋地域の国々にどれほどの侵害を与えたかを忘れ得ない私であることを心に刻み、国旗国歌法が戦後において再び公立学校の良心的な教師の思想及び良心の自由を奪っていることを深く憂えているからである。

余り知られていないかも知れないが、国会の本会議の場合、開会中はもちろんだが閉会中も議長が着席している中央に掲揚されているのだが、国旗と呼ばれる

日の丸に向かってお辞儀・頭をさげ敬礼することが強いられている。おじぎをしない議員に対しては公然と批判し、お辞儀を強要し、議員に反省を求めているのである。

日本国憲法第19条の「思想及び良心の自由」を侵害する悪法、憲法違反の行為を強要されて、堂々と反論するだろうと思っていると、何と、「申しわけない」と言い、おわびをする議員もいる。野党であった時代の国旗国歌法の成立に反対した菅直人議員が首相の時、「今はどうなのか」と質問され、「首相だからお辞儀をしています」と答弁する始末であり、「思想・良心の自由」など全然持ちあわせていない。そんな首相の答弁を聞いて、びっくりしたものである。

大阪の現市長が、「日の丸・君が代」問題で、ひとかけらの「思想・良心の自由」も持っていないことは驚くべきことだが、この現実、彼だけのことではなく、首相始めすべての公務員の実態を考える時、空恐ろしい。

2

にもかかわらず、今年の4月27日に決定した自民党の「日本国憲法改正草案」の第1章 天皇の第3条(国旗及び国歌)に、1 国旗は日章旗とし、国歌は君が代とする。2 日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならないと明記されている。しかも、法律で、更に、第3条の趣旨に反する行為を行なった場合、罰則の対象とする内容の法案化のことが報じられている。

私は、自民党の日本国憲法の改正草案が人権侵害を当然視する憲法改正、その実態は改悪の各条文であることを、直接定期的に開かれている憲法審査会の傍聴で聞き、驚き、改憲阻止の思いを強く持ち、あらゆる層の力を結集して、自民党の改憲草案だけでなく、他の多くの政党の改憲草案の問題点をも指摘し、主催者・有権者の「思想及び良心」の自由を保持・確立することに最善の努力を払うだけでなく、日本国憲法の

「前文」始め、99条もある条文の改正問題（その実態は改悪）を重大視し、そのような改憲を絶対に許さない戦いを戦うべきことを決意し、講演の度に、論理の構築と運動の展開を訴え続けている。

改めて、以下事柄の重要性を強調して、皆さんとの共なる戦いの緊急性を訴えたい。

「日の丸・君が代」問題は言うまでもなく、特に侵略・加害の歴史をくり返していた戦時中であって、まさに「日の丸・君が代」は天皇・天皇制を中心とする神の国、天皇・天皇制の国日本民族中心思想によって、大東亜の共栄・共存を大義名分とし、その歴史は天皇の国を中心として、アジアが共に栄えるためと主張し、その実態は侵略・加害の歴史の継続であったことを忘れたかのように、戦後67年の今、外ならぬ天皇の「日の丸・君が代」の条文であることを夢忘れてはならない。

その歴史の再現を具体化しようとしていると言っても決して言い過ぎとは思われない事例が、右に報告した自民党の日本国憲法改正草案の第1章 天皇であり、その第1条は、「天皇は、日本国の元首であ

るという文言である。その第1章の第3条が、文字通り、天皇の「国旗及び国歌」であり、その2が「日本国民」に対する「国旗及び国歌」の「尊重」の義務であり、そして第4条は「元号」として、一世一元制を最高法規の憲法の条文に明記したのである。しかも、「前文」の最初に、「日本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴く国家」と断言するに至ったのである。

私は、戦後史を総括するに際し、1955年11月15日、保守政党として発足した自民党の「党の基本方針」に「現行憲法の自主的改正」という文言を明記した自民党の戦後史を徹底的に批判しつつ、その延長線上の憲法審査会による日本国憲法の改正の実現を阻止するために、招かれればどこにでも講演旅行をしていること、その論理と運動の展開であって、「日の丸・君が代」、「国旗国歌法」の重大な位置づけ、アジア侵略と加害の歴史を再びくり返す出来事を許さない共なる戦いの歴史的・今日的意味を強調し、皆さんとの連帯の思いを述べ、東京と神戸の集会の成功を覚え、報告を終わりたい（2012・6・11）。

## 2012年5月18日例会奨励「天に住む者たちをののしった」 ヨハネの黙示録13章6節 星出卓也牧師（日本長老教会西武柳沢キリスト教会）

獣が神に対して語る「けがしごと」の内容について6節は「すなわち、神の御名と、その幕屋、すなわち、天に住む者たちをののしった。」と書いています。ここに獣が激しく怒るものが挙げられています。「神の御名」とは神がご自身を表す啓示のこと。神はご自身が創造された世界の主権者としてこの世界に関わられ、ご自身の存在をこの世界に現されます。サタンはこの世界に対する神の関与を認めません。そのためサタンはこの世界に対する神の啓示を嫌うのです。神の存在は認めても、「この世にはこの世の流儀がある」と神がこの世界のあらゆる領域に主権をもって介入することに猛烈な怒りをもって抵抗します。

そして神ご自身の啓示は、神の民が神と共に歩むことによって一番現れるのです。「神の御名」に次ぐ「幕屋」とは、神がご自身の民と共に出会われた場所。イスラエルの民と共に神が歩むことによって、諸国に神の御名は現されたのです。「すなわち、天に住む者たち」と書かれているように、天に国籍を持つ民が神と共に歩むことが、神の主権のこの世のあらゆる領域への介入となるのです。だからこそ獣は、主の民が、神と共に歩み、この世のあらゆる領域で主の主権を行うことを、他の何にも増して激しい怒りを燃やし、攻撃をしかけるのです。さて私たちの生き方は、サタンにとって無害な生き方か。それともこの世にあってサタンを怒らせる生き方か。